

財務省第13入札等監視委員会 定例会議の議事概要について

《問い合わせ先》

熊本国税局総務部会計課

代表:096-354-6171

(内線 2083)

平成22年度財務省第13入札等監視委員会第4回定例会議が、平成23年6月1日(水)に熊本二の丸合同庁舎管理棟熊本国税局第一会議室において開催されましたので、その議事概要について公表いたします。

また、各部局が定例会議へ報告した審議対象期間に係る契約一覧表等について公表いたします。

財務省第13入札等監視委員会
平成22年度 第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成23年6月1日(水) 熊本二の丸合同庁舎管理棟熊本国税局第一会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	大脇 成昭 (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博 (成瀬法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成23年1月1日(土) ~ 平成23年3月31日(木)	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 伊敷住宅1号棟新築その他工事(一般22・23) 契約相手方 : 佐藤工業 株式会社九州支店 契約金額 : 865,725,000円(税込) 契約締結日 : 平成23年3月17日 担当部局 : 九州財務局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 伊敷住宅1号棟新築その他工事監督業務委託(庁22・23) 契約相手方 : 株式会社 あい設計九州支社 契約金額 : 15,015,000円(税込) 契約締結日 : 平成23年3月17日 担当部局 : 九州財務局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理委託契約 契約相手方 : 日本環境安全事業 株式会社 契約金額 : 3,292,800円(税込) 契約締結日 : 平成23年1月24日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 沖縄国税事務所移動書架設置工事 契約相手方 : 金剛 株式会社 契約金額 : 8,820,000円(税込) 契約締結日 : 平成23年1月12日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 伊敷住宅1号棟新築その他工事(一般22・23)</p> <p>契約相手方:佐藤工業 株式会社九州支店 契約金額:865,725,000円(税込) 契約締結日:平成23年3月17日 担当部局:九州財務局</p> <p>RC造の宿舍の耐用年数と宿舍の建替年数は同じか</p> <p>庁舎と宿舍で強度等に違いがあるのか。</p> <p>単価積算においては、基となる単価が最初から決まっているのか。</p> <p>等級別格付表は各省庁統一のものか。</p> <p>国が建物を造る場合、建築確認申請は必要か。</p> <p>入札公告の競争に参加する者に必要な資格に「工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと」とあるが、いままでこの条項は見たことがないような気がするが、どういう趣旨か。</p> <p>九州財務局の競争参加資格審査において海外の会社は登録されているか。</p> <p>入札に参加できる海外の業者がいなければ、入札公告に英語版のサマリーをつける必要はないのでは。</p>	<p>宿舍の耐用年数は47年ということとなるが、RC造の宿舍の建替については、通達上は40年以上を目安に設置することになっている。</p> <p>庁舎であれば、通常の建物に対して強度を1.25倍するなど基準がある。宿舍については、別に強度を上げる必要はなく、通常のマンションと同じような強度で設計している。</p> <p>住宅用のものがあり、それを基に積算している。</p> <p>国土交通省で定めているものを準拠している。各省準拠しているようである。</p> <p>国の場合は、厳密に言うと計画通知といい、行政庁に対する通知だけで基本的には終わる。</p> <p>宿舍の新築工事においては条項を設けている。同じ系列等であると手抜きなど、色々生じてくると思うので、牽制の意味で条項を設けて排除している。</p> <p>登録されている海外の会社はない。</p> <p>資格審査については、随時受付を行っているので外国の業者が登録する可能性もあることから、英語版を記載して官報公告を行っている。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 伊敷住宅1号棟新築その他工事監督業務委託(庁22・23)</p> <p>株式会社 あい設計九州支社 契約金額 : 15,015,000円(税込) 契約締結日 : 平成23年3月17日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>建築基準法にある監督と今回の監督の違いは何か。</p> <p>今回の業務で言えば常時何人ぐらいの人員を現場にはりつけておかないと出来ない仕事か。</p> <p>328人は、延べ人数か、それとも動員人数か。</p> <p>監督業務は、基本的には工事を行う現場に支店がないと出来ないような仕事か。</p> <p>「工事監理(監督)及び工事の指導監督」の業務内容の中で、「工事請負契約者への協力や施工者の選定についての助言」とあるが、どのようなことを助言するのか。</p> <p>A等級だけに限定した理由はあるか。</p> <p>監督業者と建設業者が同じ系列会社であると牽制が効かなく、手抜きなどいろいろ生じることも考えられるが。</p> <p>建築資材等が値上がりした場合は、業者が全てリスクを負うことになるのか。</p>	<p>建築基準法の監督は、行政上の監督・検査であり、地方公共団体が行うものである。今回発注する監督業務委託は、発注者としての検査であり、私共がしなければならない業務を委託するものである。</p> <p>共同住宅については、建設工事の予定価格からみて328人は最低必要だろうということで算定し、仕様書においても記載しているところである。</p> <p>建築や電気、給排水などいろいろな職種があるので、それらを全てまとめたの人数となる。</p> <p>熊本の他の工事では福岡から日帰りで対応しており、常駐ということで縛ってはいない。</p> <p>下請け業者というのは元請業者が決めるので、それに対する助言を行う。</p> <p>登録されていた業者が19社あり、特に等級を下げる必要はないと判断した。</p> <p>現在の公示書には排除規定がないことから、公示書への記載について今後、検討したい。</p> <p>事情が変わった場合、変更契約という方法がある。業者からの申し出についてそれが妥当なものか検討を行い、対応の可否を判断している。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物) 処理委託契約</p> <p>契約相手方：日本環境安全事業 株式会社 契約金額：3,292,800円(税込) 契約締結日：平成23年1月24日 担当部局：熊本国税局</p> <p>税務大学校の建物には教室と寮があると思うが、排出されているPCBは、もっぱら蛍光灯の安定器から出るPCBということではないか。</p> <p>税務大学校全体で見ても、蛍光灯の古い安定器は全部回収したので、PCBの回収は今回で全部終わっているということか。</p> <p>PCBは、ドラム缶のような保管容器にしまっておくということであるが、10年間位は倉庫で保管しても安全性に問題がないものであるという理解でよいのか。</p> <p>許可を受けた業者が1社しかないというのは、極めて珍しいと思うが、日本環境安全事業株式会社という会社は、どういう資本関係の会社か。</p> <p>通常は予決令(予算決算及び会計令)に見るところの、入札者がいない場合は随意契約が可能である等、随意契約を行う場合も2社以上から見積書を徴する必要があるという認識であるが、今回はこの業務ができる事業者がほかにいないというところでの随意契約なのか。</p> <p>随意契約であっても、予決令99条の5に従い予定価格を定めることになっているが、予定価格は積算したあとどのように使うのか。</p>	<p>税務大学校の庁舎のトイレ、ボイラー室等の共用部分にあった安定器である。寮の蛍光灯は一般家庭用であるため、PCBは使用していなかった。</p> <p>平成13年に確認をして、PCBを使用している安定器は全部取り外して新しいものに替えたため、現在は全くない。</p> <p>10年前に全部外して指定容器の中に保管し、ふたをして税務大学校の奥の倉庫に表示をした上で、鍵をかけて保管していた。実際は、すぐに処理した方がよかつたと思うが、処理の期間が決まっており、順番が来るまで保管していたということである。なお、毎年6月末には県に保管状況等の届出をしていた。</p> <p>日本環境安全事業株式会社は、平成16年に設立されており、資本金は6億円であるが、これは全額が政府の出資である。</p> <p>PCBについては、極めて強い毒性があるということで、保管等の取扱いについても熊本県の指示、指導に従って処理を進めてきており、廃棄処理についても、安全に請け負うことができる業者ということで、熊本県から紹介された。他に受注可能な業者はない。</p> <p>予定価格は、作成基準に基づいて作成しており、契約後でも公表はしていない。 入札を実施するときに、入札金額が予定価格を下回っている場合は入札が成立することとなり、本件の場合には、価格競争の余地はなく、日本環境安全事業株式会社が画一的に決めている処理単価等で計算することになるので、入札の場合とは違う。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 沖縄国税事務所移動書架設置工事</p> <p>契約相手方：金剛 株式会社 契約金額：8,820,000円(税込) 契約締結日：平成23年1月12日 担当部局：沖縄国税事務所</p> <p>「物品の販売」の等級を「C」及び「D」に上げた理由及び根拠は何か。</p> <p>4者とも基準額を下回っており、予定価格の算出方法について問題はないか。また、落札したメーカー以外の製品は沖縄には入らないのか。</p> <p>落札業者は熊本が本社だが、低入札価格調査はどのように実施したのか。</p>	<p>中小業者の入札参加への門戸を広げることを目的としており、また、資格審査事務等取扱要領どおりとした場合、沖縄地区の業者が極めて少なく競争性が確保されないことが懸念されたため、下位の等級に参加資格を広げたものである。</p> <p>移動書架は価格が公表されていない物品であることから、3社から参考見積書を徴し、その内最も廉価な見積書を参考に、当所における工事及び物品の販売等の値引率等を考慮した金額で予定価格を作成しており、適正な価格と認識している。移動書架の入札に関しては、メーカー間の過当競争により、価格の下落が著しいとのことであった。実際に、入札前の応札物品資料では、落札したメーカー以外の製品も入っていたので、今回の低価格は、競争原理が働いた結果であると思慮される。</p> <p>落札業者の沖縄営業所において、本社の決算書資料や実際に施工を行う下請者の資料、沖縄営業所における現在の仕掛かり工事及び過去の工事実績等の資料内容の確認、事情聴取を行いその結果、契約履行に問題が無いと判断したものである。</p>